

参考：配慮すべき法令など

1. 映画の表現に関わる下記の法令などに充分配慮しなくてはならない。

(1) 映画の表現に関わる主な法律

- ①刑法175条
- ②児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
- ③関税法、輸入してはならない貨物の項及び関連通達
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法
- ⑤青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
- ⑥個人情報の保護に関する法
- ⑦その他、名誉権、プライバシー権、人権の保護、著作権、商標権等に関する法令など

(2) 自治体の条例や国際条約など

- ①各自治体の青少年の健全な育成に関する条例、同施行規則
- ②世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、児童の権利に関する条約など

(3) 法の精神に配慮するもの

- ①未成年者喫煙禁止法
- ②未成年者飲酒禁止法
- ③売春防止法
- ④少年法ほか麻薬や毒物に関する法律
- ⑤動物の愛護及び保護に関する法律

2. 満18歳未満者の出演者の性描写、ヌード表現の審査に関して

審査申請に際しての注意事項

- (1) 児童ポルノ法、青少年の健全な育成に関する条例、同施行規則や判例などに充分配慮すること。
- (2) 撮影時に満18歳未満の出演者に係る性行為の描写、ヌード表現は原則として認めない。
- (3) 性描写、ヌード表現の撮影時に於ける出演者の実年齢が満18歳以上か未満かの確認は以下の手順による。
  - ①申請者に確認を求め、満18歳未満の場合その旨審査記録に残す。
  - ②撮影時の年齢が不詳の場合は、満18歳未満者とみなす。